

「地域密着型金融推進計画」(平成26年度)の取組み方針

当金庫では、平成15・16年度の「リレーションシップバンキングの機能強化計画」、続く平成17・18年度は「地域密着型金融推進計画」を策定し取組んでまいりました。また、平成19年度からは、「地域密着型金融推進計画」を恒久的な取組みと捉え、地域金融機関として地域発展のため推進しています。

当金庫が目指す姿とは、『地域に親しまれ、信頼され、お役に立つ、地域とともに発展する信用金庫』であります。

アベノミクスの「金融緩和」、「財政出動」、「成長戦略」の三つを柱とした経済政策効果による景気回復の兆しが見えつつありますが、少子高齢化・過疎化が進む当地方にあっては、公共工事の減少傾向をはじめとして、雇用環境の悪化もあり実態経済が低迷しており、地域の経済環境は依然として厳しい状況が続いています。

このような環境の中、地域に住む人々をはじめ、経済活動に携わるお客様への取組みを一層徹底し、ホスピタリティ精神と質の高い金融サービスの提供が、わたしたちの使命・役割であると考えています。

平成26年度についても「地域密着型金融推進計画」では、下記の項目について取組んでまいります。お客様満足度・信頼度の向上と地域貢献に向けて、人材育成を行い、コンサルティング機能の強化に向けた態勢づくりに努めてまいります。

1. ライフサイクルに応じた取引企業の支援強化

2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に通じた資金供給手法の徹底

3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

4. 中小企業に対する金融円滑化法期限到来後の取組みの継続

○地域密着型金融推進計画表(平成26年度)

項 目	取 組 方 針	具 体 的 取 組 策
1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化		
①創業・新事業支援	・ 創業・新事業に対する融資商品の提供による新規事業所の開業支援及び新規雇用の創出	・ 起業家に対して事業計画のアドバイス、国の制度や支援機関等の紹介及び融資商品の提供を実施していきます。 ・ 保証協会、商工会議所・商工会と連携して積極的な取り組みを実施していきます。
②経営改善支援	・ 経営改善の取り組みの支援 ・ 顧客相談ニーズへの積極的対応 ・ 販路拡大支援 ・ ビジネスマッチング支援	・ 経営改善計画書の策定支援を実施していきます。 ・ 専門家（税理士等）と連携し支援していきます。 ・ 経営改善支援先をリストアップし経営改善指導によりランクアップを図っていきます。（15先選定） ・ 札幌市の地下歩行空間を利用した地場産品フェアの開催、旭川市の「駅マルシェ」参加への支援、東京開催の「地域発見フェア」への参加支援を実施します。また、信金中央金庫と連携して、商品カタログを作成、ビジネスチャンス拡大に努めます。
③事業再生	・ 企業価値の維持と早期企業再生	・ 中小企業再生支援協議会を活用し、再生に向けて対応していきます。 ・ 専門家（税理士、公認会計士、中小企業診断士等）との連携を図っていきます。
④事業承継	・ 事業承継問題の解決に向けた外部専門家との連携	・ 案件により、弁護士・税理士・中小企業診断士・信金中央金庫・信金キャピタル㈱等と連携し、お客様の円滑な事業承継を支援していきます。
⑤課題解決型金融の強化	・ 『ジョイント30』の実施 ・ コンサルティング機能の発揮 (信用金庫の「つなぐ力」発揮のための行動)	・ お客様の課題を明らかにし、解決に向けた活動を組織的に行い、コンサルティング機能を発揮します。
2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底		
①不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進	・ 企業実態把握と財務分析能力の向上 ・ 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進	・ 目利き機能向上のため研修を充実していきます。 ・ 「融資実態把握表」の作成を通して審査能力の向上を図っていきます。 ・ 事業計画等を重視した審査に努め、不動産担保・個人保証に過度に依存しないよう、目利き力向上に努めます。
②中小企業に適した資金供給手法の徹底	・ 地域のニーズを踏まえた資金供給手法の取り組み	・ シンジケートローン等の活用に努めます。

○地域密着型金融推進計画表(平成26年度)

項 目	取 組 方 針	具 体 的 取 組 策
3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献		
①地域全体の活性化、持続的な成長を視野に入れた、同時的・一体的な「面」的再生への取り組み	i 名寄市立大学との産学連携 農業関連ビジネスの開発と事業化に係わる基礎的研究の支援 ii 地元商工会議所等との連携 地域資源等を活用した新たな取組みの発掘と新サービス・新商品開発等の地域活性化への取り組み iii 上川総合振興局との連携 iv 旭川産業創造プラザとの連携 v 成長分野に対する積極支援 vi 人材の育成	- 産学連携から農商工へと連携した地域活性化と地産地消に関する支援を行っていきます。 - 大学等に対する寄付講座の開催を実施していきます。 - 具体的事業化の可能性が高いものを中心に地域資源の利活用や事業化に対する検証を行うための研究会等へ参加し連携していきます。 - 地場製品の販路拡大・情報発信を図っていきます。 - 上川総合振興局との連携協定を締結いたしました。行政との連携により、地域及び地域企業の活性化を図っていきます。 - 名寄・士別地域連携会議の開催から助成金制度等の周知など企業支援を行います。 - 医療・介護等成長分野に積極的に取り組みます。 「目利き力」およびコンサルティング能力の向上によりお客様への適切なアドバイスに努めます。
4. 中小企業に対する金融円滑化法期限到来後の取組みについて		
①積極的な条件変更等の取組み	条件変更の相談・申込みに対する従前同様、親切・丁寧な対応の実施	金融円滑化法期限到来後においても、法の精神を踏襲し、中小企業に対する金融の円滑化を強化し、経営改善計画の策定支援、経営改善計画に基づく条件変更に応じるなど積極的に支援していきます。
②経営相談・経営指導の支援への取組み	コンサルティング機能の発揮、アドバイス、経営改善計画達成等のサポート	- 経営改善の進捗状況をモニタリングしながら、専門家と連携し経営指導に取組み、コンサルティング機能を発揮していきます。 - 各関係機関との緊密な連携を図りながら、地域金融の円滑化に取組みます。